

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	10
○ 北九州市SDGs未来基金条例【財政局財務部財政課】	11
○ 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	13
○ 北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】	15
○ 北九州市介護保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	16
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	19
○ 北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	21
○ 北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	22
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	27
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	29
○ 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】	32
◇ 規 則	
○ 北九州市SDGs未来基金条例施行規則【財政局財務部財政課】	33
○ 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】	34
○ 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	36

○ 勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部 給与課】	37
○ 北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事部人 事課】	39
○ 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課 】	40

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

デジタル市役所推進室を新設することにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市SDGs未来基金条例

北九州市SDGs未来都市計画に掲げる、人と環境の調和により、新たな産業を拓くこと、一人ひとりが行動し、みんなが輝く社会を拓くこと及び世界のモデルとなる持続可能なまちを拓くことに資する事業を実施するため、北九州市SDGs未来基金を設置することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の市民税の課税の臨時特例措置の期間を令和8年9月30日まで延長することにしました。

この条例は、令和3年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和3年6月9日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

1 令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を次のとおり定めることにしました。

(1)	介護保険料の所得段階が第1段階の者	39,240円
(2)	介護保険料の所得段階が第2段階の者	54,930円
(3)	介護保険料の所得段階が第3段階の者	58,860円
(4)	介護保険料の所得段階が第4段階の者	70,630円
(5)	介護保険料の所得段階が第5段階の者	78,480円
(6)	介護保険料の所得段階が第6段階の者	86,320円
(7)	介護保険料の所得段階が第7段階の者	90,250円
(8)	介護保険料の所得段階が第8段階の者	94,170円
(9)	介護保険料の所得段階が第9段階の者	98,100円
(10)	介護保険料の所得段階が第10段階の者	117,720円
(11)	介護保険料の所得段階が第11段階の者	141,260円
(12)	介護保険料の所得段階が第12段階の者	160,880円
(13)	介護保険料の所得段階が第13段階の者	168,730円

2 介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料率について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除を適用後の金額により算定することにしました。

3 介護保険法施行令の一部改正に伴い、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの介護保険料率について、合計所得金額から10万円を控除した金額により算定することにしました。

この条例は、1及び3については令和3年4月1日から、2については同年3月31日から施行し、令和3年度以後の年度分の介護保険料率にいて適用することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 被保険者の療養の費用に係る資金の貸付けの事業を廃止することにした。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の所得割額について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除を適用後の金額により算定することにした。
- 3 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準額について、世帯に給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる場合には、当該基準額に、その合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることにした。
この条例は、1については令和3年4月1日から、2及び3については同年3月31日から施行し、2及び3については令和3年度以後の年度分の保険料について適用することにした。

◇北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

普通公衆浴場について、7歳以上の男女の混浴を制限することにした。
この条例は、令和3年7月1日から施行することにした。

◇北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行令等の一部改正に伴い、公衆衛生に与える影響が著しい営業の許可の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 新たに許可の対象とされた営業について、次のとおり営業の許可の申請に対する審査に係る手数料を設定することにしました。

営業の種類	新規の場合	更新の場合
水産製品製造業	1件につき16,000円	1件につき12,000円
液卵製造業	1件につき14,000円	1件につき10,500円
複合型そうざい製造業	1件につき21,000円	1件につき15,700円
複合型冷凍食品製造業	1件につき21,000円	1件につき15,700円
漬物製造業	1件につき14,000円	1件につき10,500円
食品の小分け業	1件につき9,600円	1件につき7,200円

- 2 許可の対象外とされた乳類販売業等について、営業の許可の申請に対する審査に係る手数料を廃止することにしました。

この条例は、令和3年6月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立おぐまの保育所、北九州市立古前保育所及び北九州市立八幡東さくら保育所を廃止することにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理の特例を定める都市公園等について、到津の森遊具広場及び到津の森ふれあい動物園を除外し、夜宮公園駐車施設を加えることにしました。
- 2 到津の森遊具広場及び到津の森ふれあい動物園の利用料金を廃止することにしました。
- 3 夜宮公園駐車施設の利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり600円	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。

- 4 北九州市立折尾駅西自転車駐車場の名称及び位置を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
北九州市立折尾駅西自転車駐車場	北九州市立折尾駅北自転車駐車場
北九州市八幡西区折尾四丁目1番	北九州市八幡西区折尾二丁目1番

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、総務財政委員会の所管にデジタル市役所推進室の所管に属する事項を加えることにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市SDGs未来基金条例施行規則

北九州市SDGs未来基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、基礎控除後の総所得金額等が確定しない者の保険料の所得割額について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除を適用後の金額により算定することにしました。
- 2 北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準額並びに低所得となった場合の保険料の減免に係る基準額について、世帯に給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる場合には、当該基準額に、その合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることにしました。
- 3 18歳未満の被保険者を2人以上有する世帯について、保険料の減免に係る基準額を320万円とすることにしました。

この規則は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度以後の年度分の保険料について適用することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 所得の少ない第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を次のとおり定めることにしました。
 - (1) 介護保険料の所得段階が第1段階の者 23,540円
 - (2) 介護保険料の所得段階が第2段階の者 35,310円
 - (3) 介護保険料の所得段階が第3段階の者 54,930円
- 2 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を令和4年2月28日まで延長することにしました。
- 3 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を令和4年3月まで延長することにしました。

この規則は、1については令和3年4月1日から、3については同年3月31日から施行し、2については同月1日から適用することにしました。

◇勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課の職員のうち北九州市マイナンバーカードサテライトコーナーの業務に従事する一般事務員に係る勤務時間等の特例を設けることにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

令和3年4月1日付組織改正に伴い、デジタル市役所推進室を新設するため、梅本和秀副市長の担任する事務に加えることにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

1 救急部を新設することにしました。

2 警防部消防団課消防団施設系の事務分掌に、消防団施設に係る土地及び建物その他の工作物の取得、借受け及び処分に関する事等を加えることにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 6 号

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和 4 0 年北九州市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条危機管理室の項の次に次のように加える。

デジタル市役所推進室

（ 1 ） デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項
付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市SDGs未来基金条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市SDGs未来基金条例

(設置)

第1条 北九州市SDGs未来都市計画に掲げる、人と環境の調和により、新たな産業を拓くこと、一人ひとりが行動し、みんなが輝く社会を拓くこと及び世界のモデルとなる持続可能なまちを拓くことに資する事業を実施するため、北九州市SDGs未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、第1条の事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(北九州市美しいまちづくり基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北九州市美しいまちづくり基金条例（昭和57年北九州市条例第27号）
- (2) 北九州市中小企業技術開発振興基金条例（昭和58年北九州市条例第20号）
- (3) 北九州市水と緑の基金条例（昭和61年北九州市条例第28号）
- (4) 北九州市地域福祉振興基金条例（平成元年北九州市条例第19号）

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例（昭和51年北九州市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成33年9月30日」を「令和8年9月30日」に改め、「連結事業年度」を削り、「第321条の8第19項」を「第321条の8第31項」に改める。

第3条中「又は各連結事業年度分」を削る。

第4条第1項中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「次項及び第6項において」を「以下」に、「同法」を「法人税法（昭和40年法律第34号）」に、「第4条の7第1項」を「第4条の3第1項」に改め、「平成7年法律第105号）」の次に「第2条第5項」を加え、「又は各連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該個別帰属法人税額に係る法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「平成33年9月30日」を「令和8年9月30日」に改める部分を除く。）、「第3条の改正規定、第4条第1項の改正規定（「同法」を「法人税法（昭和40年法律第34号）」に改める部分を除く。）及び同条第2項から第4項までの改正規定並びに次条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条ただし書に規定する規定による改正後の法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法

（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

北九州市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第5項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「36,540円」を「39,240円」に改め、同項第2号中「51,150円」を「54,930円」に改め、同項第3号中「54,810円」を「58,860円」に改め、同項第4号中「65,770円」を「70,630円」に改め、同項第5号中「73,080円」を「78,480円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分中「84,040円」を「86,320円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を、「以下」の次に「この項において」を加え、「120万円」を「80万円」に改め、同号イ中「及び第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第12号中「153,460円」を「168,730円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号ア及びイ以外の部分中「146,160円」を「160,880円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号ア及びイ以外の部分中「127,890円」を「141,260円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号ア及びイ以外の部分中「109,620円」を「117,720円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同号イ中「第11号イ」を「第12号イ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号ア及びイ以外の部分中「91,350円」を「98,100円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号ア及びイ以外の部分中「87,690円」を「94,170円」に改め、同号イ中「、第9号イ」を削り、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 90,250円

ア 合計所得金額が80万円以上120万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第10条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項中「（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を削る。

第11条第3項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第12条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

付則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

13 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

14 第12項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第6号アの改正規定（「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項

」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える部分に限る。）及び第11条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

- 2 改正後の北九州市介護保険条例（第10条第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの」に改め、同条各号を削る。

第9条第2項を削る。

第11条の2第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第20条第1項中「及び特定同一世帯所属者」の次に「（以下「世帯主等」という。）」を加え、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第2項中「世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者」を「世帯主等」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ

て得た金額を加えた金額)」に改める。

第20条の2第1項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

付則第5項中「同条第1項中「総所得金額」の次に「及び」を加え、「」と、「同法」とあるのは「地方税法」を「及び」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の2第1項、第20条及び付則第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 2 号

北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

北九州市公衆浴場法施行条例（平成 2 4 年北九州市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号中「1 0 歳」を「7 歳」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例（平成12年北九州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づく」を「基づき」に、「第52条第1項及び福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号。以下「県条例」という。）第4条の規定による」を「第55条第1項の」に、「並びに県条例第6条第2項に規定する許可書の再交付の事務につき徴収する手数料」を「の事務に係る手数料（以下「手数料」という。）」に改める。

第4条中「第52条第1項の規定による営業」を「第55条第1項」に、「別表第1」を「別表」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第4条関係）

事務の種類	区分		金額
(1) 政令第35条第1号の営業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合	新規のとき	1件につき16,000円
		更新のとき	1件につき12,000円
	露店営業又は仮設営業の場合	新規のとき	1件につき8,000円
		更新のとき	1件につき6,000円
	臨時営業の場合		1件につき2,300円
(2) 政令第35条第2号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合		1件につき9,600円
	更新の場合		1件につき7,200円
(3) 政令第35	新規の場合		1件につき9,600円

条第3号の営業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき7,200円
(4) 政令第35条第4号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(5) 政令第35条第5号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(6) 政令第35条第6号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(7) 政令第35条第7号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(8) 政令第35条第8号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(9) 政令第35条第9号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(10) 政令第35条第10号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(11) 政令第35条第11号の営業の許可の申請に	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円

対する審査		
(12) 政令第35条第12号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(13) 政令第35条第13号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(14) 政令第35条第14号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(15) 政令第35条第15号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(16) 政令第35条第16号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(17) 政令第35条第17号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(18) 政令第35条第18号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(19) 政令第35条第19号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(20) 政令第3	新規の場合	1件につき16,000円

5条第20号の営業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき12,000円
(21) 政令第35条第21号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(22) 政令第35条第22号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(23) 政令第35条第23号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(24) 政令第35条第24号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(25) 政令第35条第25号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(26) 政令第35条第26号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(27) 政令第35条第27号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(28) 政令第35条第28号の営業の許可の申請に	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

対する審査		
(29) 政令第35条第29号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(30) 政令第35条第30号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(31) 政令第35条第31号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(32) 政令第35条第32号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する営業（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者が当該許可の有効期間の満了に際し引き続き当該営業について改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可を受けようとする場合における許可の申請に対する審査の事務に係る手数料は、改正後の別表各号に掲げる営業の許可の更新のとき又は更新の場合の金額とする。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

〃 今町〃	〃 小倉北区今町 二丁目13番9号	を
〃 おぐまの〃	〃 〃 新高 田一丁目10番3号	

〃 今町〃	〃 小倉北区今町 二丁目13番9号	に、
----------	----------------------	----

〃 畑〃	〃 若松区大谷町 3番1号	を
〃 古前〃	〃 〃 古前一 丁目28番17号	

〃 畑〃	〃 若松区大谷町 3番1号	に、
---------	------------------	----

〃 堂山〃	〃 八幡東区枝光 四丁目15番1号	を
〃 八幡東さくら〃	〃 〃 祇園 一丁目5番1号	

〃 堂山〃	〃 八幡東区枝光 四丁目15番1号	に
----------	----------------------	---

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園」を削り、「及び旧安川邸」を「、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」に改める。

別表第1の2の到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削り、同表中

「

旧安川邸	入場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	を
		個人	1人	260円	130円	
		団体（25人以上）	1回	200円	100円	

」

「

旧安川邸	入場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	
		個人	1人	260円	130円	
		団体（25人以上）	1回	200円	100円	
夜宮公園駐車	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以内)		1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところ	に

」

施設				ろによる。
	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり600円	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。

改める。

別表第6中

「	〃	折尾駅西自転車駐車場	〃	八幡西区折尾四丁目1番	を
「	〃	折尾駅北自転車駐車場	〃	八幡西区折尾二丁目1番	に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第2項の改正規定(「、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園」を削る部分に限る。)及び別表第1の2の改正規定(到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削る部分に限る。)

) 規則で定める日

(2) 第36条の2第2項の改正規定(「及び旧安川邸」を「、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」に改める部分に限る。)及び別表第1の2の改正規定(到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削る改正規定を除く。) 規則で定める日

(3) 別表第6の改正規定 規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた夜宮公園駐車施設に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 6 号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和 5 1 年北九州市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務財政委員会の項中「会計室の所管に属する事項」を「会計室の所管に属する事項
デジタル市
役所推進室の所管に属する事項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例第 2 条の規定に基づき設置された総務財政委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 2 条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されている事件は、改正後の条例第 2 条の規定に基づき設置された総務財政委員会に付託されたものとみなす。

北九州市SDGs未来基金条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市SDGs未来基金条例施行規則

(基金の管理)

第1条 北九州市SDGs未来基金(以下「基金」という。)は、財政局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市SDGs未来基金条例(令和3年北九州市条例第 号)第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度財政局長が定める。

(帳簿)

第3条 財政局長は、北九州市SDGs未来基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(北九州市美しいまちづくり基金条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北九州市美しいまちづくり基金条例施行規則(昭和57年北九州市規則第59号)

(2) 北九州市中小企業技術開発振興基金条例施行規則(昭和58年北九州市規則第28号)

(3) 北九州市水と緑の基金条例施行規則(昭和61年北九州市規則第51号)

(4) 北九州市地域福祉振興基金条例施行規則(平成元年北九州市規則第21号)

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 8 号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条第 1 項中「条例」を「北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号。以下「条例」という。）」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号ア及びイ以外の部分中「第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条及び第 1 0 条第 1 項第 2 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号ア及びイ以外の部分及び同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第8条の2中「第6条第1項中」、「(昭和40年法律第33号)」及び「前条第1項第1号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と」を削る。

第10条第1項第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第2項中「300万円」を「320万円」に、「第314条の2第2項に規定する」を「第314条の2第2項第1号に定める」に改める。

付則第4項中「同項」を「同項第1号」に、「同法」とあるのは「地方税法」を「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項、第8条、第10条第1項第2号及び第2項並びに付則第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1号中「21,920円」を「23,540円」に改め、同条第2号中「32,880円」を「35,310円」に改め、同条第3号中「51,150円」を「54,930円」に改める。

付則第3項中「令和3年2月28日」を「令和4年2月28日」に改め、「において市長が別に定める期間」を削る。

付則第4項中「令和3年3月」を「令和4年3月」に改め、「において市長が別に定める期間」を削る。

付 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の付則第3項の規定は、同年3月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の規定にかかわらず、令和2年度における保険料率については、なお従前の例による。

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第20号

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の市民文化スポーツ局の市民総務部の項中

区政事務センター	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その制限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
		B	午前 10時 15分	午後 7時			

を

戸籍住民課	一般事務員（北九州市マイナンバーカードサテライトコーナーの業務に従事する一般事務員に限る。）	A	午前 9時	午後 5時 45分	勤務時間中に1時間とし、その制限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		B	午前 11時	午後 7時 45分			
区政事務センター	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その制限は所属長が	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
		B	午前 10時 15分	午後 7時			

に

			5分		定める		
--	--	--	----	--	-----	--	--

改め、同表の注書中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課の業務に従事する一般事務員（北九州市マイナンバーカードサテライトコーナーの業務に従事する一般事務員に限る。）について、令和3年4月1日以後の4週間を計算するに当たっては、同日を初日とし、同日から同月3日までは1週間とみなす。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 1 号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条梅本和秀副市長の項第 1 号中「企画調整局」を「デジタル市役所推進室、企画調整局」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条警防部救急課の項及び同条警防部指令課の項を削り、同条に次のように加える。

救急部

救急課

救急係

救急指導係

指令課

指令第一係

指令第二係

指令第三係

第3条総務部総務課施設係の項第1号中「、建物その他工作物等（水利施設）」を「及び建物その他の工作物（水利施設及び消防団施設）」に改め、同項第2号中「その他工作物（水利施設）」を「その他の工作物（水利施設及び消防団施設）」に改め、同条総務部人事課安全衛生係の項第4号中「及び子ども手当」を削り、同条予防部指導課建築設備係の項第1号中「許可」の次に「、認可」を加え、「等」を削り、同条警防部消防団課消防団施設係の項第1号中「消防団施設の」を「土地及び建物その他の工作物（消防団施設に限る。）の取得、借受け及び処分並びに」に改め、同項第3号中「消防機械器具（消防団用に限る。）」を「消防機械の取得、処分及び配置並びに消防機械器具」に改め、「こと」の次に「（消防団用に限る。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 建物その他の工作物（消防団施設に限る。）の設置に関する
こと。

第3条警防部救急課の項及び同条警防部指令課の項を削り、同条に次のように加える。

救急部

救急課

救急係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 救急隊運用の基本計画に関する事。
- (3) 救急業務の計画に関する事。
- (4) 消防機械器具（救急用に限る。）の配置及び運用に関する事。
- (5) 救急に関する市民啓発に関する事。
- (6) 救急統計に関する事。
- (7) 応急手当の普及指導に関する事。

救急指導係

- (1) 救急隊員等の技術指導に関する事。
- (2) 救急技術の調査及び研究に関する事。
- (3) 救急医療機関その他関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) メディカルコントロールに関する事。
- (5) 救急業務の実施に関する事。

指令課

指令第一係

指令第二係

指令第三係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 消防隊、救助隊、救急隊及び消防航空隊の管制及び運用に関する事。
- (3) 火災その他の災害及び救急の出動指令に関する事。
- (4) 消防通信の運用及び統制に関する事。
- (5) 災害情報及び救急情報に関する事。
- (6) 火災警報及び気象に関する事。
- (7) 防災指令の連絡調整に関する事。
- (8) その他指令業務に関する事。

第4条第4項中「警防部」を「救急部」に改め、同条第5項中「特に」を「前各項に定める者のほか、特に」に改め、「（給与担当課長及び指令担当課長を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（北九州市消防吏員給貸与品規則の一部改正）
- 2 北九州市消防吏員給貸与品規則（昭和39年北九州市規則第120号）の

一部を次のように改正する。

別表第2の備考第3項中「消防局警防部指令課」を「消防局救急部指令課」に改める。

(北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部改正)

- 3 北九州市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年北九州市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「とし、委員の総定数は18人」を削り、同条第2号中「警防部」の次に「及び救急部」を加える。